

# 公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和7年2月20日

収支等命令者

佐賀県総合福祉センター所長 藤本 武

## 1 競争入札に付する事項

- |              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 委託業務名    | 令和7年度 佐賀県総合福祉センター清掃業務委託     |
| (2) 委託業務の仕様等 | 仕様書のとおり                     |
| (3) 履行期間     | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで       |
| (4) 履行場所     | 佐賀県佐賀市天祐一丁目8番5号 佐賀県総合福祉センター |

## 2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程（平成2年佐賀県告示第444号）第1条第1項に規定する入札参加資格のうち令和6年度～令和8年度の清掃業務に係る入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次に掲げるものが、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

### 3 入札参加条件

- (1) 上記2の入札参加資格を有する者
- (2) 県内に本社若しくは事業所を有する者
- (3) 主たる清掃器具（床みがき機、真空掃除機、タッカー、カーペット洗浄機）を保有し、当該業務に配置し得る者
- (4) 障害者を雇用している者

### 4 入札手続きに関する事項

#### (1) 担当課

郵便番号 840-0851 佐賀県佐賀市天祐一丁目 8 番 5 号

佐賀県総合福祉センター 総務課

電話 0952-26-1214 FAX 0952-23-4679

#### (2) 入札関係書類の交付

ア 場所 佐賀県総合福祉センター 総務課（佐賀県佐賀市天祐一丁目 8 番 5 号）

イ 日時 令和7年2月20日（木）から令和7年3月18日（火）までの日（佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第29号）第1条に規定する休日を除く）の午前9時から午後5時までの間

佐賀県のホームページからも入手できます。

#### (3) 現地説明会

実施しません。

#### (4) 入札者に求められる義務

ア 入札に参加しようとする者は、入札参加届に営業概要書、同種業務の履行実績調書を添付し、佐賀県総合福祉センターに持参又は郵送してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

イ 提出期日 令和7年3月13日（木）午後5時まで

書類の受理は午前9時から午後5時までとします。ただし、佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第29号）第1条に規定する休日を除きます。郵送の場合についても、令和7年3月13日（木）午後5時必着とします。

#### (5) 入札及び開札の日時

ア 日時 令和7年3月18日（火）午前10時

イ 場所 佐賀県佐賀市天祐一丁目 8 番 5 号

佐賀県総合福祉センター 管理棟 2F 会議室

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札

#### (6) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

#### (7) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除します。

イ 契約保証金

佐賀県財務規則第 115 条第 3 項第 3 号の規定により免除します。

(8) 入札の方法に関する事項

入札は、本人またはその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状を提出してください。

(9) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

(10) 落札者の決定方法

ア 入札書比較価格及び入札書比較最低制限価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、有効な入札を行った者、かつ、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

(11) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 一人で二以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 法令又は入札に関する条件に違反した者

キ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(12) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(13) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(14) 契約書作成の要否 要

5 その他

(1) この入札は、最低制限価格制度を適用します。

入札書比較最低制限価格を下回る価格で申込みをした場合は失格となります。

(2) この公告に掲げる入札による契約は、令和 7 年 2 月の議会において、当該委託業務の予算が成立しない場合締結できないこととなります。この場合は、佐賀県ホームページにより公告します。